

○厚生労働省告示第二百二十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月十三日

厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後				改正前			
別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)	別表 第1部～第9部 (略)
第10部	第10部	第10部	第10部	第10部	第10部	第10部	第10部
追補	追補	追補	追補	追補	追補	追補	追補
薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬
品名	品名	品名	品名	品名	品名	品名	品名
規格単位	規格単位	規格単位	規格単位	規格単位	規格単位	規格単位	規格単位
薬価 円	薬価 円	薬価 円	薬価 円	薬価 円	薬価 円	薬価 円	薬価 円
(5)							
ウエリレゾ錠40mg							
(お)							
オゾノホルダカゾセル65mg							
(ん)							
ベルスビテイ錠2mg							
(り)							
リアルダ錠600mg							
注	注	注	注	注	注	注	注
射	射	射	射	射	射	射	射
薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬
品名	品名	品名	品名	品名	品名	品名	品名
(あ)							
アネロム静注用20mg							
アルプロスタジル注5μgシリンジ「日医工」							
(え)							
エアウイン皮下注用45mg							
エアウイン皮下注用60mg							
(か)							
タービー皮下注3mg							
タービー皮下注40mg							
(き)							
ポムベリテ点滴静注用105mg							

第二条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

<p> <u>ウゾービ皮下注1.0mg^{ペシ}</u> <u>4.0MID</u> <u>ウゾービ皮下注1.7mg^{ペシ}</u> <u>6.8MID</u> <u>ウゾービ皮下注2.4mg^{ペシ}</u> <u>9.6MID</u> (略) (お) ~ (ら) (略) 外用薬 (略) 第8部~第10部 (略) </p>	<p> <u>4mg 3mL 1キット</u> <u>6.8mg 3mL 1キット</u> <u>9.6mg 3mL 1キット</u> </p>	<p> <u>19,051</u> <u>30,194</u> <u>40,861</u> </p>	<p> <u>ウゾービ皮下注1.0mg^{ペシ}</u> <u>4.0MID</u> <u>ウゾービ皮下注1.7mg^{ペシ}</u> <u>6.8MID</u> <u>ウゾービ皮下注2.4mg^{ペシ}</u> <u>9.6MID</u> (略) (お) ~ (ら) (略) 外用薬 (略) 第8部~第10部 (略) </p>	<p> <u>4mg 3mL 1キット</u> <u>6.8mg 3mL 1キット</u> <u>9.6mg 3mL 1キット</u> </p>	<p> <u>20,703</u> <u>32,853</u> <u>44,485</u> </p>
---	--	--	---	--	--

附 則

この告示は、令和七年八月十四日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から適用する。